

地域公共交通会議の目的・役割

地域公共交通会議は、地域のニーズに応じた多様な形態の運送サービスの普及を促進し、旅客の利便を向上させるため、地域の実情に応じた旅客輸送の様態及び運賃・料金、事業計画等について、地方公共団体が主宰者となり、地域の関係者による合意形成を図る場として、平成18年10月の改正道路運送法に位置づけられました。

具体的な協議等の内容

• 路線の休廃止を伴う事業計画の変更	➡	通常は6ヶ月前までに国に届け出る	➡	地域公共交通会議で協議が調った場合、30日前の届け出で可能
• 運賃の上限の変更	➡	通常は国土交通大臣の認可を要する	➡	地域公共交通会議で合意ができている場合は届け出で変更可能
• 路線の新設・延長	➡	地域公共交通会議において協議が調った場合、運輸局から道路管理者・警察に対して行われる意見照会の手続きが簡略化できる		